

○認定証の再交付

(第5条第5項)

改正 平成26年3月20日 平成29年3月22日
令和3年3月26日

審査基準

令和3年3月26日作成

法令名	警備業法
根拠条項	第5条第5項
処分の概要	認定証の再交付
原権者(委任先)	岡山県公安委員会
法令の定め	警備業法施行規則第7条(認定証の再交付の申請)
審査基準	
標準処理期間	20日
申請先	主たる営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課又は生活安全刑事課
問い合わせ先	生活安全部生活安全企画課許可等事務管理室
決裁区分等	生活安全部生活安全企画課長